

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 6 月22日

【会社名】 インフォコム株式会社

【英訳名】 INFOCOM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹原 教博

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

【電話番号】 03(6866)3160

【事務連絡者氏名】 広報・IR室長 松尾 宏治

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

【電話番号】 03(6866)3160

【事務連絡者氏名】 広報・IR室長 松尾 宏治

【縦覧に供する場所】 インフォコム株式会社 関西事業所  
(大阪市中央区南本町一丁目 6 番 7 号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

## 1【提出理由】

当社は、平成24年6月14日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月14日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### イ 配当財産の種類

金銭とする。

##### ロ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3,000円とする。

なお、この場合の配当総額は423,000,000円となる。

##### ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月15日

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、竹原 教博氏、小林 晃氏、里見 俊弘氏、大垣喜久雄氏および西川 修氏を選任する。

#### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、堀 克明氏および谷田部俊明氏を選任する。

#### 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈、並びに退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任する山本 員裕氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において退職慰労金を贈呈する。

並びに、役員退職慰労金制度を本定時株主総会の終結の時をもって廃止する事を、取締役については平成24年4月25日開催の取締役会で決議し、監査役については平成24年4月25日に監査役の協議により決定した。これに伴い、第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認された場合に再任される取締役4名及び監査役1名、並びに任期中の監査役1名に対し、本定時株主総会終結の時までの期間に係る退職慰労金を当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において打切り支給する事とし、支給の時期は各取締役または監査役の退任時とする。

#### 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役に対して、役員報酬総額の範囲内において、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に600個を上限に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	102,810	492	0	97.8	可決(注1)
第2号議案 取締役5名選任の件					
竹原 教博	96,302	7,000	0	91.6	可決(注2)
小林 晃	103,021	281	0	98.0	可決(注2)
里見 俊弘	103,057	245	0	98.0	可決(注2)
大垣喜久雄	102,775	527	0	97.7	可決(注2)
西川 修	103,017	285	0	98.0	可決(注2)
第3号議案 監査役2名選任の件					
堀 克明	102,337	965	0	97.3	可決(注2)
谷田部俊明	95,510	7,792	0	90.8	可決(注2)
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈、並び に退職慰労金制度の 廃止に伴う取締役及 び監査役に対する退 職慰労金打切り支給 の件	95,690	7,612	0	91.0	可決(注3)
第5号議案 取締役に対する株式 報酬型ストックオプ ションとしての新株 予約権に関する報酬 等の具体的な内容決 定の件	102,576	723	0	97.5	可決(注3)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席したその他の株主の議決権の数は、上記(3)の表中の議決権の数に加算しておりません。